

- 1 復興庁の役割
- 2 住宅再建及び高台移転
- 3 がれきの広域処理
- 4 雇用の確保
- 5 被災者の孤立防止と心のケア
- 6 福島復興再生特別措置法案について
- 7 原発事故避難者の帰還支援

平成24年2月14日



復興庁

Reconstruction Agency

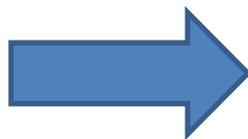
- 被災自治体の要望に、ワンストップで迅速に対応。
- 役所の縦割りと先例主義を乗り越える。
- 現場主義を徹底し、被災地のみなさんの心を心として粉骨砕身、その使命を果たす。

1 被災自治体の要望に、ワンストップで迅速に対応

- ・ 現地に3復興局、6支所、2事務所を設置。各復興局担当の政務官を配置。
- ・ 復興局・支所・事務所では、
 - ① 被災自治体からの復興に関する各種要望を一元的に受付、対応
 - ② 市町村等が作成する復興特区制度や復興交付金制度に係る計画の策定支援などを行う。
- ・ 被災自治体が東京に来ることなく、現地でニーズに対応する。

2 役所の縦割りと先例主義を乗り越える

- ・ 総理大臣が長となり、各省庁より格上の立場。
- ・ 総合調整、勧告、実施(予算の一括計上、箇所付け、配分等)の強力な権限。
- ・ 各省は、復興庁が定める事業の実施に関する計画・方針に基づき事業を執行。



これらの権限と政治のリーダーシップにより、役所の壁を乗り越え、縦割りの弊害をなくす。

2 住宅再建及び高台移転

- 市町村が策定する復興計画は、1月末時点で約8割の市町村が完成。
- 市町村の復興計画策定後は、個別事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等)の事業計画策定、事業実施が課題。
- 今後、市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、まちづくりの専門職員派遣を始めとする市町村のマンパワーに対する支援、復興交付金に係る支援を行う。

(1) 市町村のマンパワーに対する支援

①土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業に係る取組

- ・ 土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業の実施に向け、国土交通省において、各都道府県・政令指定都市の協力を得て、全国から約160人の派遣の回答を得た(平成24年2月3日時点)。
- ・ 今後、県とも連携しつつ調整を行い、平成24年4月以降(前倒し可能なものは前倒しして)派遣を開始して頂く予定。

②全国市長会・全国町村会の協力による取組

- ・ 全国市長会・全国町村会の協力を得て、平成24年度も被災市町村への職員派遣を実施。
→派遣要望数:550人 派遣申出数:317人(平成24年2月10日時点)
- ・ 総務省において、全国市長会・全国町村会と連携し、更なる職員の派遣について働きかけを実施するとともに、総務省職員が、被災市町村を直接訪問し、マンパワーの確保について助言。

(2) 復興交付金に係る支援

- ・ 復興交付金事業計画の早期策定を支援。(1月末時点で当面必要な事業費として約4,991億円の要望があり、現在精査中)
- ・ 計画策定支援費の配分等を含む復興交付金の早期執行等の支援を行う。

3 がれきの広域処理

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 災害廃棄物の処理・リサイクルが本格化する一方、被災地の処理能力が不足。
- 被災地においてできる限り処理を進めることを前提にしつつ、県外の既設の焼却炉や処分場を活用した広域処理が必要。

(1) 広域処理の必要性

■災害廃棄物発生量

- ・岩手県：476万トン(通常の一般廃棄物量の約11年分)
- ・宮城県：1,569万トン(// 約19年分)

■広域処理希望量

57万トン
344万トン(※)

※石巻ブロック、亘理名取ブロック、東部ブロックの希望量。残りの気仙沼ブロックは検討中。

(2) 受入表明自治体の現状

- ・既に東京都及び山形県において受入れ。
- ・秋田県、静岡県島田市ほか数自治体が受入れを表明。

(3) 今後の取組

- ・放射能汚染を心配する声にこたえるため、安全性を広報。
- ・環境省職員や専門家を派遣するなど受入表明自治体の取組への支援。

- 被災3県の雇用情勢は、依然として厳しい状況
- 産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチの解消により、被災3県の被災者の就職を促進。

(1) 被災3県の雇用情勢（平成23年12月分）

- ・ 有効求人数や有効求職者数は対前月で増加（有効求人数 約11.1万人、有効求職者数 約14.6万人）
- ・ 就職件数も対前年で増加（就職件数約1.1万件（前年同月比27%増））しているが、求人と求職のミスマッチもみられる。
- ・ 雇用保険受給者数は対前年で大きく増加（雇用保険受給者実人員約6.2万人（前年同月比約2倍））、雇用保険の延長給付が終了する方も、1月中旬から発生

(2) 政府の取組



「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」（座長：厚生労働副大臣）が取りまとめた、被災者の就労支援・雇用創出のための各省庁を横断した総合的な対策。現在はフェーズ3（第3段階）。

「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、

〈これまで〉 復旧事業による雇用創出、被災者の雇用の維持確保が中心

⇒ 今後、

- ・ 地域経済の再生・復興のための産業政策の推進
- ・ 雇用創出基金による、産業政策と一体となった雇用支援
- ・ ハローワークによるきめ細かな就職支援
- ・ 職業訓練の機動的拡充・実施等を推進

5 被災者の孤立防止と心のケア

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、孤立化が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、早急に調査に着手。

(1) 孤立防止の主な取組

・ 地域支え合い体制づくり事業

仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進。

〔被災3県で合計103か所設置(予定を含む)。(2月1日現在)
(内訳)岩手県27か所、宮城県51か所、福島県25か所〕

・ 地域コミュニティ復興支援事業

- (1) 住民ニーズの把握、交流場所などのサービス提供
- (2) 見守り等の支援体制の構築
- (3) 関係者間(自治体・自治会・社会福祉協議会等)の総合調整

(2) 心のケアの主な取組

- ・ 各県に「心のケアセンター」を設置し、専門職種による訪問支援等を実施。(厚生労働省)
- ・ 心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。(厚生労働省)
- ・ 子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施予定。(文部科学省)
- ・ 好取組事例の把握等のため、被災者の孤立防止と心のケアに関する会議を開催。
(平成23年6月及び12月)

6 福島復興再生特別措置法（案）について

平成24年2月10日 閣議決定

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生を推進
- ・福島地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- ・原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ・福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等を定めるもの

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備等
 - ・国による公共施設の工事の代行
 - ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）（注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、原子力災害により被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るための計画

計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項



- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）

- ・東日本復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）

（*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等

- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための計画

計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容



- ・（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡
- ・研究開発の推進、企業立地の促進など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（施行後の扱い）

- ・福島県からの新たな規制の特例措置の提案等
- ・本法の施行状況、福島の復興・再生の状況等を踏まえた検討

(参考) 主な福島復興・再生関連予算について

【平成23年度2次・3次補正予算等】

福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
- 産業復興企業立地補助（経産省） 1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省） 1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府）（962億円）

除染の緊急実施（内閣府）（2,179億円）

除染等の実施（環境省）（2,459億円）

【平成24年度当初予算案】※

除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

- 福島避難解除等区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁） 42億円
- 放射能土壌等の除染実施（環境省） 3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金（復興庁） 1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
- 公共事業等（復興庁への一括計上分） 4,881億円 など

7 原発事故避難者の帰還支援

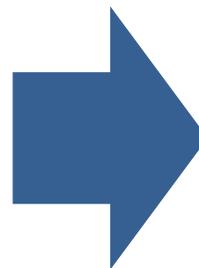
- 警戒区域等の見直しに併せ、避難者の帰還の支援を行う。
- さまざまな課題について政府内での一元的な検討と県・市町村との連携が必要。

■福島県民の避難の状況

- ・ 避難指示区域からの避難者数……………約11.4万人
- ・ 福島県全体の避難者数……………約15.8万人
 - ・ 福島県内への避難者数……………約9.6万人
 - ・ 福島県外への避難者数……………約6.2万人

■帰還支援に当たっての主要課題

- ① 新たな区域の線引き
- ② 除染
- ③ インフラ等の復旧
- ④ 賠償の方針
- ⑤ 長期避難者支援
- ⑥ 雇用確保、産業振興



■帰還支援策の検討体制

- ・ 関係局長により検討を開始。
- ・ 復興庁、原子力被災者生活支援チーム、警察庁、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省等。
- ・ 県・市町村との協議をすすめる。